

介護保険法(平成9年法律123号)第70条の2及び同法第115条の11の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業所の指定を次のとおり更新した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所1	事業所電話	事業所FAX	指定更新年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所1	指定有効期限年月日	代表者名	代表者職種
3770201246	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム珠光園はる	7630084	香川県丸亀市飯野町東二903番地1	0877-23-2200	0877-23-2202	2023/3/3	指定	社会福祉法人 厚仁会	香川県丸亀市飯野町東二25番地7	2029/3/2	米本 治弘	理事長